

**香港への農林水産物・食品の輸出
に関するカンントリーレポート
(牛乳・乳製品)**

2023年3月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 香港の市場動向2
① 近年の牛乳の輸入動向	2
② 近年のヨーグルトの輸入動向	3
③ 近年のバター、チーズの輸入動向 ...	4
④ 2022年の動向（速報）	5
⑤ 香港における牛乳等の価格	6
2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）	8
① 品目の定義	8
② 輸入規制	9
③ 食品関連の規制	11
④ 輸入手続き	24
⑤ 輸入関税等	27
3. 現地事業者の評価、要望等28
① 現地事業者等の声	28

1. 香港の市場動向

① 近年の牛乳の輸入動向

- タイ、オーストラリアに続き、輸出額で3位。
- コロナ禍で小売需要が増えるなど2020年は大きく増加、2021年はほぼ横ばい。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
タイ	11,596	113,451	11,375	109,060	12,973	131,548	15,755	168,376	17,354	179,084	26.07	10.15%	6.36%	24.12%	27.16%
オーストラリア	15,051	139,013	16,795	159,877	16,723	161,513	13,496	133,660	15,505	145,025	21.12	14.89%	8.50%	21.55%	22.00%
日本	3,540	56,127	4,208	66,684	4,475	74,073	6,059	96,135	5,897	95,358	13.88	-2.68%	-0.81%	8.20%	14.46%
ベトナム	8,614	63,030	8,421	61,021	9,404	67,795	10,027	70,348	8,768	62,354	9.08	-12.56%	-11.36%	12.19%	9.46%
中国	5,437	42,312	8,476	70,636	6,381	44,041	4,907	36,965	7,102	56,321	8.20	44.72%	52.36%	9.87%	8.54%
フランス	1,316	8,835	1,747	10,904	1,656	9,563	2,639	15,571	3,437	20,229	2.95	30.24%	29.91%	4.78%	3.07%
ドイツ	2,180	11,317	2,628	15,220	2,158	19,522	1,817	15,938	2,176	14,003	2.04	19.74%	-12.14%	3.02%	2.12%
ベルギー	7,892	45,217	4,450	19,215	3,387	16,112	3,903	19,225	3,141	13,728	2.00	-19.53%	-28.59%	4.37%	2.08%
米国	2,633	27,528	2,478	25,552	2,218	24,693	1,175	14,858	1,047	13,560	1.97	-10.90%	-8.74%	1.46%	2.06%
英国	602	5,797	782	8,396	1,183	12,477	1,499	16,317	1,208	13,053	1.90	-19.39%	-20.00%	1.68%	1.98%
全体	67,474	586,796	69,632	653,865	68,045	628,316	68,506	648,330	71,936	659,323	96.00	5.008%	1.70%	100.00%	100.00%

出所：香港統計局

HS04012020:MILK, IN CONSUMER CONTAINERS, NOT CONCENTRATED NOR SWEETENED, OF A FAT CONTENT, BY WEIGHT, EXCEEDING 1% BUT NOT EXCEEDING 6% (94 KG)

(脂肪分が1%を超え6%以下の消費者用容器に入ったミルク及びクリーム) (濃縮もしくは乾燥をし、又は砂糖その他甘味料を加えたものを除く)

日本円換算は14.56円/HKDで試算 (三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2021年間平均 (TTS))

1. 香港の市場動向

① 近年のヨーグルトの輸入動向

- 2021年は対前年40%増と大きく増加し、輸出額8%まで増加。
- スイス産の輸入額が最も多く、単価で見ると英国産・米国産が高い。
- 中国産は輸入額としては4位だが、数量としては最大。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
スイス	1,247	39,147	1,131	38,965	1,382	47,398	1,616	41,292	1,698	50,704	7.38	5.07%	22.79%	15.16%	17.19%
英国	902	36,230	914	38,290	812	34,695	1,260	59,682	805	41,552	6.05	-36.11%	-30.38%	7.19%	14.09%
オーストラリア	1,016	29,695	1,117	33,358	1,200	35,653	1,226	38,656	1,166	41,334	6.02	-4.91%	6.93%	10.41%	14.01%
中国	1,139	14,562	1,732	26,286	2,463	39,951	3,181	37,177	3,110	34,196	4.98	-2.24%	-8.02%	27.76%	11.59%
日本	348	11,595	506	17,224	430	15,340	469	17,249	477	24,202	3.52	1.68%	40.31%	4.26%	8.20%
ドイツ	651	8,276	879	11,362	1,085	13,415	757	13,580	960	18,765	2.73	26.70%	38.18%	8.57%	6.36%
米国	310	17,486	484	30,058	350	42,558	235	37,747	103	17,519	2.55	-56.14%	-53.59%	0.92%	5.94%
フランス	359	12,539	375	14,509	319	12,868	333	14,183	314	13,050	1.90	-5.68%	-7.99%	2.81%	4.42%
タイ	866	10,933	489	8,971	420	8,279	468	9,264	656	13,030	1.90	39.96%	40.65%	5.85%	4.42%
ギリシャ	122	5,238	143	5,501	150	5,049	237	6,736	293	8,579	1.25	23.83%	27.36%	2.62%	2.91%
全体	8,579	220,948	9,585	264,902	10,021	285,089	11,003	302,466	11,203	294,998	42.95	1.810%	-2.47%	100.00%	100.00%

出所：香港統計局
 HS 04031000 - YOGURT, WHETHER OR NOT SWEETENED, FLAVOURED OR CONTAINING ADDED FRUIT, NUTS OR COCOA
 日本円換算は14.56円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2021年間平均（TTS））

1. 香港の市場動向

① 近年のバター、チーズの輸入動向

□ バター、チーズはニュージーランド、フランス、オーストラリアが多く、日本産は数%程度。

○バター

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
ニュージーランド	5,724	300,668	4,647	239,536	4,676	205,027	2,413	96,686	4,400	191,236	27.84	82.36%	97.79%	39.03%	41.26%
フランス	971	47,746	983	60,730	1,419	71,151	1,719	76,564	2,930	117,609	17.12	70.44%	53.61%	25.99%	25.37%
オーストラリア	1,460	51,980	1,694	74,570	1,568	62,744	1,161	42,521	1,477	56,181	8.18	27.14%	32.13%	13.10%	12.12%
マレーシア	419	22,080	514	13,666	1,079	37,927	1,273	43,212	1,002	31,719	4.62	-21.31%	-26.60%	8.88%	6.84%
中国	289	9,714	570	17,723	518	14,479	414	13,161	439	17,251	2.51	6.04%	31.08%	3.90%	3.72%
デンマーク	547	34,810	460	30,461	196	11,597	246	16,378	162	11,747	1.71	-34.05%	-28.28%	1.44%	2.53%
日本	246	9,115	181	11,125	162	7,651	249	10,886	206	9,880	1.44	-17.14%	-9.24%	1.83%	2.13%
全体	10,682	525,587	10,144	505,932	10,389	443,961	8,223	335,256	11,274	463,492	67.48	37.11%	38.25%	100.00%	100.00%

○チーズ

	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
ニュージーランド	4,140	159,401	2,646	93,302	2,285	83,738	1,802	74,242	3,881	147,752	21.51	115.41%	99.01%	21.74%	17.46%
フランス	1,869	107,300	1,759	106,522	1,813	105,619	1,766	107,510	2,126	126,975	18.49	20.38%	18.11%	11.91%	15.01%
オーストラリア	3,056	132,757	2,918	133,829	2,573	120,591	2,180	109,794	2,443	112,988	16.45	12.06%	2.91%	13.69%	13.35%
米国	2,242	104,535	2,149	79,326	2,182	94,046	1,948	96,100	2,554	110,489	16.09	31.13%	14.97%	14.31%	13.06%
イタリア	1,161	73,797	1,113	73,012	1,037	70,708	1,215	75,870	1,705	100,020	14.56	40.36%	31.83%	9.55%	11.82%
英国	1,650	70,651	2,559	101,845	3,435	128,056	3,141	124,644	2,003	92,165	13.42	-36.23%	-26.06%	11.22%	10.89%
日本	111	11,205	215	15,994	177	14,529	220	21,923	246	23,810	3.47	11.84%	8.61%	1.38%	2.81%
全体	16,738	794,775	15,654	724,231	15,901	734,293	15,575	754,404	17,851	846,080	123.19	14.61%	12.15%	100.00%	100.00%

1. 香港の市場動向

② 2022年の動向（速報）

- 1月～4月の厳しいコロナ規制（飲食店営業は18時まで等）、また9月下旬に入境者に対するホテル隔離は撤廃される一方で3日間は飲食店に入れない、いわゆる「0+3」措置により飲食店は厳しい1年であった。

※香港人は富裕層を中心に多く旅行に出る（3日間飲食店に入れないものの、自宅で食事をとれば良い上に隔離もない）一方で、海外から旅行者は来ない（飲食店に入れないため）。特に旅行者については、人口700万強の香港に年間延べ5,000万人以上来ていた中国本土からの観光客が、中国側の隔離措置が継続していることで来ないことで厳しい状況が続いた。

- 一方で、2023年に入りようやく中国との交流も正常化も含めたコロナ規制の緩和が大幅に進んでおり、2023年は状況の改善が期待されている。
- 牛乳・乳製品については、レストランのみならず小売で定着していることにより、2022年も引き続き増加。

日本から香港への輸出額

	2022年	対前年比
農林水産物・食品全体	2,086億円	▲4.8%
うち牛乳・乳製品	45億円	+5.4%

1. 香港の市場動向

⑤ 香港における牛乳の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
北海道日高乳業 LL牛乳ミニ	200ml	10.00	日本 北海道	現地系	アッパーミドル
十字牌ハイカルシウム牛乳	236mlx2	10.00	香港	現地系	ローワーミドル
北海道富良野3.7牛乳 LL	1L	35.90	日本 北海道	現地系	富裕層
北海道低脂肪乳 LL	1L	34.50	日本 北海道	現地系	富裕層
北海道函館3.7生牛乳 チルド	1L	48.00	日本 北海道	現地系	富裕層
北海道函館低脂肪生牛乳 チルド	1L	47.90	日本 北海道	現地系	富裕層
Emmi プレミアム牛乳 LL	1L	35.90	スイス	現地系	富裕層
明治CP フレッシュミルク チルド	1L	24.50	タイ	現地系	富裕層
明治CP ハイカルシウムスキムミルク	250ml	7.00	タイ	現地系	富裕層
らくのうマザーズ 大阿蘇牛乳 LL	1L	29.00	日本 熊本	現地系	ローワーミドル
Black & White フルクリームミルク UHT	1L	23.90	ベルギー	現地系	ローワーミドル
Pauls ピュアフルクリームミルク UHT	1L	23.00	オーストラリア	現地系	ローワーミドル
Meadow ピュアフルクリームミルク UHT	1L	18.00	オーストラリア ニュージーランド	現地系	ローワーミドル
Familie ハイカルシウム低脂肪ミルク	1L	16.90	フランス	現地系	ローワーミドル
Beau & Belle フルクリーム・ハーフクリームミルク UHT	1L	16.90	フランス	現地系	ローワーミドル
Jersey牛乳4.3特濃 牛乳	1L	21.00	英国ジャージー島	現地系	ローワーミドル
Jersey牛乳低脂肪乳、脱脂乳各種	1L	18.00	英国ジャージー島	現地系	ローワーミドル

1. 香港の市場動向

⑤ 香港におけるバター、チーズの価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
北海道乳業 北海道バター	1缶(200g)	115.00	日本 北海道	現地系	アッパーミドル
北海道乳業バター (有塩)	180g	59.00	日本 北海道	現地系	アッパーミドル
北海道乳業バター (無塩)	450g	125.00	日本 北海道	現地系	アッパーミドル
北海道乳業 手造りバター	1個(300g)	250.00	日本 北海道	現地系	アッパーミドル
プレジデント フレンチバター (有塩、無塩、ライト各種)	1個(200g)	50.00	米国	現地系	アッパーミドル

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
ロルフ ベビーチーズ プレーン	1パック(4個入)	14.90	日本	日系	ローワーミドル
ロルフ チーズフォンデュ	1個	14.90	日本	日系	ローワーミドル
明治 とろけるスライスチーズ	1パック	35.90	日本	日系	ローワーミドル
QBBチーズデザート バニラ、ラムレーズン、栗、贅沢ナッツ各種	1パック	28.90	日本	日系	ローワーミドル
マリンフード 私のスライスチーズ、私のとろけるスライスチーズ各種	1パック (6枚入)	17.90	日本	現地系	ローワーミドル
マリンフード コレステロール90%オフ ヘルシースライス	1パック (8枚入)	17.90	日本	現地系	ローワーミドル
マリンフード キャンディチーズ オリジナル味	1袋 (130g)	34.90	日本	現地系	ローワーミドル
プリマール クリームチーズ	1個(100g)	48.00	日本 北海道	現地系	アッパーミドル
ガルバーニ モッツエレラシュレッドチーズ	1袋(170g)	47.90	米国	現地系	ローワーミドル
The Laughing Cow チェダーチーズスライス サンドイッチ用	1袋(200g)	21.50	ポーランド	現地系	ローワーミドル
Chesdale 高カルシウム低脂肪オメガ3入スライスチーズ	1袋(250g)	37.90	ニュージーランド	現地系	ローワーミドル
雪印メグミルク さけるチーズ プレーン	1袋(2x25g)	21.50	日本	現地系	ローワーミドル

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

① 品目の定義

今回定義する牛乳・乳製品のHSコード

0401：ミルクおよびクリーム（濃縮もしくは乾燥をし、または砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）

0402：ミルクおよびクリーム（濃縮もしくは乾燥をし、または砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）

0403：バターミルク、凝固したミルクおよびクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させまたは酸性化したミルクおよびクリーム（濃縮もしくは乾燥をしてあるかないか、または砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナットもしくはココアを加えてあるかないかを問わない。）

0404：ホエイ（濃縮もしくは乾燥をしてあるかないか、または砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）およびミルクの天然の組成成分からなる物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

0405：ミルクから得たバターその他の油脂およびデリースプレッド

0406：チーズおよびカードこの他にも、乳糖（HS1702.11、1702.19）、チョコレート（HS1806）、ミルクの調製品（HS1901）、コーヒー、ミルクティー（HS2101）、アイスクリーム（HS2105）など、乳製品のHSコードは性状（乳脂肪分など）、用途により多岐にわたります。HSコードの特定には、製品の成分分析表に基づき税関相談官室に事前に確認することを推奨します。

なお、ミルク規制（Cap.132AQ Milk Regulations）によると、次のように定義されています。「食品および薬品（成分および表示）規則」（Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling） Regulations）とは一部定義が異なるため、留意してください。

milk（奶類）：牛の乳、水牛の乳、ヤギの乳、クリーム、冷凍または還元された乳・クリーム。ただし、分離乳、粉乳、練乳は含まない。

milk beverage（奶類飲品）：液体乳脂肪と乳由来のその他固形物を混ぜてできた飲料で、食品添加物を除いたものと添加したものの両方が含まれる。

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、福島県産の牛乳、乳飲料、粉乳は輸入が禁止されています。

2018年7月24日から茨城県、栃木県、群馬県および千葉県産の牛乳、乳飲料、粉乳については、条件付き（輸出事業者証明書および放射性物質検査証明書の添付）で輸入できるようになりました。輸出事業者証明書・放射性物質検査証明書の発行については最寄りの農政局に申請してください。

（[香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)）

これら5県以外で生産されたものについては、輸入規制はありません。

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

香港へ牛乳・乳製品を輸出するにあたって、茨城県、栃木県、群馬県および千葉県産の製品については、輸出事業者証明書および放射性物質検査証明書の添付が必要です。

（[香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)）

その他、牛乳・乳製品の輸入にあたっては、輸入者側が食物環境衛生署（以下FEHD）から事前許可を得る必要があります。輸入許可の申請に際しては、日本側で発行された衛生証明書の提出が必要となります。詳細は輸入手続きの項目を参照してください。

また、衛生証明書の発行については、農林水産省「[香港向け輸出乳、乳飲料およびクリームの取扱要綱](#)」を確認してください。（[香港向け輸出乳、乳飲料およびクリームの取扱要綱](#)）

3. 動植物検疫の有無

なし

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制（続き）

4. その他の関連リンク

関係省庁

[香港食品安全センター（CFS）（英語）](#)

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

根拠法等

[香港特別行政区基本法「ミルク規則」（Cap.132AQ Milk Regulation）（英語）](#)

その他参考情報

[農林水産省「農林水産物等の輸出におけるよくある相談」](#)

[香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に関する最新情報」（Latest update on Import Control on Japanese Food \(as at 2021\)\)（英語）](#)

[香港食品安全センター「乳および乳飲料の輸入規制（Import control of milk and milk beverage）」（英語）](#)

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制

1. 食品規格

牛乳・乳製品に関しては、「食品および薬品（成分および表示）規則」[Cap.132W Food And Drugs (Composition And Labelling) Regulations]のSchedule 1 Part IIにおいて、品目ごとに乳脂肪分などの組成に関する規則が設けられています。

[Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132w)
([ジェトロ仮訳](#))

また、PartIIIにおいて、特定の製品に関する添加物の含有量制限が設けられています。その他、包装済みの製品についてはコーデックス食品規格を参考に食品の成分とその添加物について適切に表示しなければなりません。殺菌・低温殺菌による熱処理方法についても定められています。

[香港食品安全センター「乳および乳飲料の輸入規制（Import control of milk and milk beverage）」](#)（[英語](#)）

2. 残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）（香港特別行政区基本法）Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。

[Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132cm)（[ジェトロ仮訳](#)）

また、牛乳・乳製品内に残留する動物用医薬品については、「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132af)（[ジェトロ仮訳](#)）

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質

【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulations 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。
([s220182223113 \(gld.gov.hk\)](https://www.gld.gov.hk/s220182223113)) ([ジेटロ仮訳](#))

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。
([Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk/metal-guidelines-eng.pdf)) ([ジेटロ仮訳](#))

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合には、当該「複合食品」に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、または重量比を乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値である、または有害性が疑われるような量の金属を含有する食品はいかなるものでも、ヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

牛乳・乳製品における「特定金属」の含有上限量は、次ページのとおりです。ただし、前述のとおり、その他の食品と組み合わせた「複合食品」に該当する場合は基準値が異なるため、関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

牛乳・乳製品における特定金属の含有上限量

特定金属	特定食品	含有上限量（mg/kg）
ヒ素（総ヒ素として）	ファットスプレッド、 ブレンディッドスプレッド	0.1
鉛	乳	0.02
	二次乳製品	0.02
	乳児用調整乳・幼児用調整乳	0.01
	ファットスプレッド、 ブレンディッドスプレッド	0.1
水銀（総水銀として）	乳	0.01

【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）（香港特別行政区基本法）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。
（[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）

2. 牛乳・乳製品輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

また、香港特別行政区基本法「ミルク規則」（Cap.132AQ Milk Regulations）第6条により、次の乳・乳飲料については販売が禁止されています。

（[Cap. 132AQ Milk Regulation \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

- ・ 2回以上熱処理された乳・乳飲料（輸入された冷凍低温殺菌全乳を除く）
- ・ 熱処理前に1mlあたり20万を超える細菌を含む、あるいは、1mlの1000分の1（0.001）の大腸菌を含む
- ・ 同規則Schedule1に記載されている低温殺菌のいずれかの方法で熱処理した後、1mlあたり3万を超える細菌を含むか、あるいは1mlの10分の1（0.1）の大腸菌を含む
- ・ 同規則Schedule1に記載されている殺菌方法で熱処理した後、10以上の細菌群が存在する

2021年7月14日には、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation（2021））」が可決されました。上記規則により、一部成分の許容基準値が厳格化または新設となり、2023年6月1日から施行されます。牛乳・乳製品に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、次ページの表を参照のうえ、関連リンクの内容を確認してください
（[s22021252386 \(legco.gov.hk\)](http://s22021252386.legco.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

（[香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)）

（[香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)）

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）

特定有害物質	特定食品	含有上限量
メラミン	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク	0.15mg/kg
	上記以外の乳	1mg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品	1mg/kg
	妊婦および授乳中の女性による摂取を前提としたすべての食品	1mg/kg
	その他のすべての食品	2.5mg/kg
グルシジル脂肪酸エステル	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整粉乳および粉状フォローアップミルク	50μg/kg
	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク	6μg/kg

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）（続き）

特定有害物質	特定食品	含有上限量
アフラトキシンB1	乳タンパク質から製造された調整乳を除く、乳児用調製粉乳およびフォローアップミルク	0.1μg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした、上記以外のすべての食品	0.1μg/kg
アフラトキシン総量 (アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合計)	調理前のアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツおよびピスタチオ	15μg/kg
	調理前のピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツおよびピスタチオから製造された食品	15μg/kg
	香辛料	15μg/kg
	その他の食品	10μg/kg
メラミン	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク	0.15mg/kg
	上記以外の乳	1mg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品	1mg/kg
	妊婦および授乳中の女性による摂取を前提としたすべての食品	1mg/kg
	その他のすべての食品	2.5mg/kg

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物

牛乳・乳製品に限らず、香港では食品一般につき、着色料・甘味料・食品保存料に関する規制があります。
([香港における食品添加物の規制状況（2014年3月）](#) | [調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#))

着色料に関しては「食品着色料規則」(Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations) のSchedule 1に挙げられている着色料を使用することができます。また、天然色素については、同規則には掲載されていませんが、一部は使用が認められます。その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。

([Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェトロ仮訳](#))
([即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)](#))

甘味料に関しては「食品甘味料規則」(Cap.132U Sweeteners in Food Regulations) のScheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。

([Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェトロ仮訳](#))

食品保存料に関しては「食物中の保存料規則」(Cap.132BD Preservatives in Food Regulation) のSchedule 1, No.1に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

([Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェトロ仮訳](#))

なお、牛乳・乳製品については、前述に加え、次の規制が存在します。

【食品および薬品（成分および表示）規則のPartIIIに列挙された牛乳・乳製品】

香港特別行政区基本法「食品および薬品（成分組成および表示）規則」(Cap. 132W Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations)のPart IIIにおいて、次のとおり特定の牛乳・乳製品の種類と、それぞれに用いる食品添加物の含有上限量が定められていますので、確認してください。

([Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェトロ仮訳](#))

特定の牛乳・乳製品の種類

- ・加糖練乳（コンデンスミルクまたはエバミルク）、加糖脱脂練乳（脱脂乳または無脂肪牛乳）または無糖練乳（コンデンスミルクまたはエバミルク）の添加物
- ・バター
- ・クリーム

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

5. 食品包装（食品容器の品質または基準）

牛乳および乳製品の容器については、香港食物環境衛生署（FEHD）に輸入許可申請を行う際、ラベル付きの容器を送付し、事前に許可を得る必要があります。詳細は輸入手続きの項目を参照してください。

6. ラベル表示

「また、無脂肪牛乳（離脂奶：法令上定義なし）、脱脂乳（脱脂奶：定義第 9 条規定にあり。脂肪分が0.3%以下）、部分脱脂乳（部分脱脂奶：定義なし）は、容器に次の表示またはラベルを貼付しなければなりません。（[Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

- (1) 食品名
- (2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）
- (3) 賞味期限または消費期限
- (4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5) 製造業者または包装業者の名前と住所
- (6) 数量、重量または容量
- (7) 栄養成分

牛乳・乳飲料の表示については、これらに加えて、次の表示が必要となります。

- (8) 内容物を処理した者の氏名と住所
- (9) 内容物の加熱処理方法

また、牛乳、クリームあるいは牛乳類似と表示される次の飲料が入った容器には、その主原料を正確に表示するものとされています。

- ・牛乳あるいは還元乳を含むが、Schedule 1のPart IIに規定された成分基準に従っていない飲料
- ・販売目的のため、商品名、商品表示に「milk」あるいは「cream」、もしくは「奶」や「忌廉」という漢字、あるいはその飲料が牛乳あるいはクリームを含有していることを示唆する言葉や漢字が入っている飲料
- ・豆乳またはココナッツジュース（ココナッツ自体は除く）その他、色、味、見かけあるいは濃度が牛乳に似ている飲料

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

また、無脂肪牛乳（離脂奶：法令上定義なし）、脱脂乳（脱脂奶：定義第9条規定にあり。脂肪分が0.3%以下）、部分脱脂乳（部分脱脂奶：定義なし）は、容器に次の表示またはラベルを貼付しなければなりません。

○ 無脂肪牛乳（離脂奶）

SEPARATED MILK
(離脂奶)

Children under one year of age should not be fed on this milk except under medical advice.

(除由医生指导外不应用以喂哺一岁以下之婴儿)

○ 脱脂乳（脱脂奶）

SKIMMED MILK
(脱脂奶)

Children under one year of age should not be fed on this milk except under medical advice.

(除由医生指导外不应用以喂哺一岁以下之婴儿)

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

○ 部分脱脂乳（部分脱脂奶）

PARTLY SKIMMED MILK
（部分脱脂奶）

Children under one year of age should not be fed on this milk except under medical advice.

（除由医生指导外不应用以喂哺一岁以下之婴儿）

* 除由医生指导外不应用以喂哺一岁以下之婴儿（訳）
医学的指導がない場合は、1歳未満の乳児に与えないください。

* 英語と中国語で目立つように、かつ読みやすく表示またはラベル貼付すること。明色の地色の上に暗色のブロック体、または暗色の地色の上に明色のブロック体で印刷されていること。囲み線で囲まれていること。囲み線内には前述以外の情報を入れないこととされています。

また、牛乳、クリームあるいは牛乳類似と表示される次の飲料が入った容器には、その主原料を正確に表示するものとされています。

- ・牛乳あるいは還元乳を含むが、Schedule 1のPart IIに規定された成分基準に従っていない飲料
- ・販売目的のため、商品名、商品表示に「milk」あるいは「cream」、もしくは「奶」や「忌廉」という漢字、あるいはその飲料が牛乳あるいはクリームを含有していることを示唆する言葉や漢字が入っている飲料
- ・豆乳またはココナッツジュース（ココナッツ自体は除く）その他、色、味、見かけあるいは濃度が牛乳に似ている飲料

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能です。詳しい手続きについては、関連リンク「加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に」などを参照のうえ、確認してください。

[（加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)）](#)

7. その他

食品安全・衛生規制

食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、「食品安全条例」（Cap.612 Food Safety Ordinance）では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。ただし、FEHDから香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

また、牛乳・乳飲料を販売する際は、「ミルク規則」（Cap.132AQ Milk Regulations）第13条により、次のとおり製品を10℃以下で保管する必要があります。

- ・密閉容器に入れた滅菌ミルクまたは殺菌乳飲料を除き、販売を目的とした牛乳・および乳飲料を、10℃を超える場所で保管してはならない。
- ・密閉容器に入れた滅菌ミルクまたは殺菌乳飲料を除き、貿易などのビジネス目的での輸送では、いかなる者も、輸送期間中の温度が10℃を超える環境で牛乳・乳飲料を輸送してはならない。

粉ミルク

粉ミルクについては、「粉ミルク規則」（Cap. 132R Dried Milk Regulation）に基づき、成分組成およびラベル表記に関する特別の規制があります。成分組成についての規制は、同法のSchedule1を、ラベル表記については同法のSchedule2を参照してください。

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（詳細）

(1) 食品名

(2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

- ・ 原材料 : 重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要
- ・ アレルギー性物質 : グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩
- ・ 添加物 : コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3) 賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある
例：Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳：2016年10月1日（中国語）

(4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5) 製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます。

a. 次の (i) ~ (iii) の情報が印字またはラベル表記されている場合

- 原産国
- 香港における販売業者や商標所有者の名称
- 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b. 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c. 次の (i) および (ii) を満たす場合

- 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている
- コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d. 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（詳細）

(6) 数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68）または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）

[\(\[Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \\(elegislation.gov.hk\\)\]\(http://elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk)

[\(\[Cap. 214 Metrication Ordinance \\(elegislation.gov.hk\\)\]\(http://elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk)

(7) 栄養成分

（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照）

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表6-10）。

[\(\[Cap. 132W Food and Drugs \\(Composition and Labelling\\) Regulations \\(elegislation.gov.hk\\)\]\(http://elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk) [\(ジエトロ仮訳\)](#)

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

「ミルク規則」（Cap.132AQ Milk Regulations）により、牛乳・乳飲料の輸入には香港食物環境衛生署（FEHD）からの事前の許可を必要とします。申請方法の詳細については、香港食物環境衛生署「乳・乳飲料・クリーム」の輸入申請（Application for Importation of Milk / Milk Beverage / Cream）を参照してください。
（[Cap. 132AQ Milk Regulation \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）
（[乳・乳飲料・クリームの輸入申請（Application for Importation of Milk / Milk Beverage / Cream）](#)）

なお、輸入業者は事前の輸入許可をFEHDに申請する際に、次の資料を提出しなければなりません。

- (1) 加工処理工場の名称と住所
- (2) 原産国の牛乳・乳飲料に関する法令
- (3) ラベル付きの空容器
- (4) 加工工場における加熱処理方式と施設（生産設備と給水設備を含む）に関する資料
- (5) 次の2点を証明できる、原産国の適切な省庁発行の衛生証明書
 - ・ 牛乳および乳飲料の殺菌または滅菌に際しての加熱処理方式の効果と効率性を証明し、製品が衛生的条件下で処理・加工され、また包装されたことを証明できるもの
 - ・ 製品の化学物質および細菌学上の品質を示すもの
- (6) その製品およびその品質保持期限を証明する製造者の申告書

FEHDは製造者許可に対する申請を12営業日以内に処理することを約束しています。

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。

（[Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- ・衛生証明書、FEHDによる輸入許可証など

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

3. 輸入時の検査・検疫

香港では「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われます。また、牛乳・乳製品については、輸入されたすべての製品が検査およびサンプル調査の対象となります。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

[（ Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\) ）](#)

[（ Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\) ）](#)

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、日本から輸出される4県（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、牛乳・乳飲料・粉乳については、輸入時に香港側で全ロット検査が行われており、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）の定めた基準を超えるものについては即座に差し押さえられ、処分されます。

ただし、上記4県に福島県を加えた5県以外の産地、ならびにこれら5県に対する特別な規制を設けていない品目に関し、日本産食品の航空便と船便の到着時に義務付けていた貨物ごとの放射性物質検査については2021年1月1日から一部廃止され、サーベイランス検査（一定頻度の抜き取り検査）に移行しました。

また、香港側での動物検疫はありません。ただし、香港に輸入されるあらゆる製品と同様に、輸入時のランダム検査の対象となる可能性があります。検査の結果、問題がないと判断された場合、「リリースレター（Release Letter）」が発行され、輸入が認められます。FEHD は、リリースレターについて、貨物の到着通知の受領日または実際の到着日のどちらか遅いほうから 14 営業日以内に発行することを約束しています。

2. 牛乳・乳製品の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

4.販売許可手続き

「食品業規則」〔Food Business Regulation（Cap.132 X）〕第30項では、香港食物環境衛生署（FEHD）の書面による許可なくして飲料用の牛乳、乳飲料（輸入品を含む）を販売することは認められていません。特に、熱処理加工のされていない牛乳・乳飲料の販売は許可されていません。
([Cap. 132X Food Business Regulation](#))

「ミルク規則」（Cap.132AQ Milk Regulations）第6条では、ヒトの飲食用として販売してはならない牛乳・乳製品の対象（殺菌処理法、細菌数の規定など）が記されています。また、Schedule1では殺菌・減菌処理の方法が規定されています。
([Cap. 132AQ Milk Regulation \(elegislation.gov.hk\)](#))

許可証取得の申請については、FEHDのウェブサイト（その他参考情報：香港食物環境衛生署「必要なライセンスの種類」および「ライセンス申請の手引き」）で確認できます。なお、FEHDによって許可された、密閉容器に入れた殺菌済牛乳や殺菌済乳飲料の販売に対しては、販売許可証の取得は必要ありません。
([Guide on Types of Licences Required \(fehd.gov.hk\)](#))
([Guide to Application for Licences \(fehd.gov.hk\)](#))

⑤ 輸入関税等

1.関税
なし

2.その他の税
なし

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

事業者の要望等	<ul style="list-style-type: none">・LL牛乳をもっと取り扱いたいですが、日本側で対応できる施設が無いので輸入できない。・香港での検査を全量ではなく抜き打ち形式にしてくれればその分日数に余裕が生まれて海上輸送も可能になる。・アイスなどの規制が難しく、取り扱いたくても自社では対応できない。
(参考) 香港人消費者の評価	<ul style="list-style-type: none">・味や品質に対する評価が高く、価格も高くないものがあることから、特別な時のみならず日常使いとしても購入している人も多い。・FAOSTATによると、香港の一人当たり牛乳消費量は24.39kgで、日本の46.8kgより大幅に少ない。(Milk - Excluding Butter)・FAOSTATによると、香港の一人当たりバター消費量は1.06kgで、日本の0.62kgより多い。(Butter, Ghee)

※JETRO香港事務所で聞き取りを行ったものから抜粋

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
香港事務所
電話番号：852-2526-4067
E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

農林水産省「令和3年度輸出先国・地域における輸出支援体制強化委託事業」「令和4年度輸出重点品目についての輸出先国・地域におけるJETROの海外事務所を活用した商流構築や販売支援の強化委託事業」
（受託者：JETRO）

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。